

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成30年度第4四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ごみ収集車両運行管理システムサービス提供業務委託(長期継続)機能追加	情報処理	Joker Piece(株)	1,576,800	平成31年1月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G25	—
2	PCB掘り起こし調査(フォローアップ調査)対象事業所データ作成(家屋課税台帳データ変換)業務委託	情報処理	(株)ゼンリン	3,118,176	平成31年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	大阪市立斎場予約受付システムOS更新作業委託	情報処理	都築電気(株)	8,675,586	平成31年2月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	北部環境事業センターほか5か所給湯用温水ボイラ点検業務委託	機械設備等 保守点検	(株)日本サーモエナー	1,360,800	平成31年2月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	東南環境事業センター 排水処理設備制御装置整備業務委託	機械設備等 保守点検	オルガノプラントサービス(株)	2,862,000	平成31年2月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	平成30年度 自動計量化に伴う搬入票発行管理システム・作業対象名簿管理システム改修業務委託	情報処理	ディアシステム(株)	1,695,090	平成31年2月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G25	—
7	平成30年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境15・16号)点検・整備業務委託	機械設備等 保守点検	ロジスネクストユニキャリア(株)	2,487,164	平成31年3月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

ごみ収集車両運行管理システムサービス提供業務委託（長期継続）（機能追加）

2 契約の相手方

J o k e r P i e c e 株式会社 代表取締役 住田 賢司

3 随意契約理由

「ごみ収集車両運行管理システムサービス提供業務委託（長期継続）」は、平成 29 年 6 月に策定された「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」において掲げた柱である「経費の削減」及び「市民サービスの向上」の実現に向けて、更なる効率化を図ることを目的として実施しているところである。

ごみ収集車両運行管理システム（以下「システム」という。）の運用にあたり、受注者が提供する GPS 機能を有する車載器については、通信 SIM を搭載していることから、さらに機能を追加することにより、システム側から各車載器に対して業務連絡が行える機能、AED 設置場所が地図上に表示される機能、発災時に災害避難場所などが地図上に表示される機能などが利用できるようになり、更なる収集作業の効率化と市民サービスの向上が図れるものである。

本システムは、J o k e r P i e c e 株式会社により本市仕様にカスタマイズされたものであり、システムの機能追加に伴う作業については、現在履行中のシステム運用と関連する業務で、履行中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号を適用し、J o k e r P i e c e 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部企画課運営改革担当（電話番号 0 6 - 6 6 3 0 - 3 1 6 6）

随意契約理由書

1 案件名称

PCB 掘り起こし調査（フォローアップ調査）対象事業所データ作成（家屋課税台帳データ変換）
業務委託

2 契約の相手方

株式会社ゼンリン

3 随意契約理由

PCB 使用製品・廃棄物については、PCB 特別措置法により、期限内（高濃度：平成 33 年 3 月末まで、低濃度：平成 39 年 3 月末まで）に適正処分することが義務付けられていることから、未だ把握されていない未届けの PCB 廃棄物等の掘り起こしを実施していく必要がある。

特に PCB 使用安定器は、昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物の事業用蛍光灯等に設置された可能性があるが、把握していない事業者が多いことから、調査（フォローアップ調査）を実施するため、本年 1 月に固定資産課税台帳（家屋課税台帳）より建築年が昭和 52 年 4 月 1 日以前の建物 7,218 件の所在地（地番表示）と所有者情報を抽出した。抽出データのうち、これまですでに調査済みとなっている事業者を除き、来年度に調査が必要な事業者（所）に対して訪問調査を行う予定である。

本業務は、訪問調査を行うため、必要な住宅地図情報システムに家屋課税台帳地番データを突合し、建物名称、会社名、住居表示を特定させる業務である。

住宅地図情報システムについて、個々の建物情報を毎年更新しているのは株式会社ゼンリンのみであり、そのデータベース上で住居表示と地番を突合せ、調査対象事業所の建物情報を住宅地図上に記すことができる唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課（産業廃棄物規制グループ）
（電話番号 06-6630-3284）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立斎場予約受付システムOS更新作業委託

2 契約の相手方

都築電気株式会社

3 随意契約理由

大阪市立斎場予約受付システムは、都築電気株式会社が独自の仕様により設計開発したパッケージ製品であり、同社の手により本市仕様にカスタマイズしている。

上記のことから、システム構成の変更やOSの更新時に、システムに不具合が発生した場合、所要の対応を行う必要があるため、他社ではパッチを当てることができない。

また、一貫した責任保障ができるのは都築電気株式会社以外にない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園）

電話番号 06-6630-3137

随意契約理由書

1 案件名称

北部環境事業センターほか5か所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、株式会社日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、温水ボイラを製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本点検業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

東南環境事業センター排水処理設備制御装置整備業務委託

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス（株）

3 随意契約理由

本業務は、東南環境事業センターの排水処理設備における制御装置について経年劣化していることから整備業務を行うものである。

本装置は、排水処理設備を制御し各々の動作をプログラムに組み込んだ装置であり、今回の整備については制御装置であるシーケンサユニットの取替及び制御にかかる設定調整を行い、排水処理設備全体について正常な状態に復旧する必要があるため、当該装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

本装置は、排水処理設備の機器構成及び制御方法等については、オルガノプラントサービス（株）の独自の設計に基づき設計されているため、当該設備を設計した事業者以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して製造事業者でなければ整備を行うことは保証することができないことから、当該設備の設計製造事業者であるオルガノプラントサービス（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度自動計量化に伴う搬入票発行管理システム・作業対象名簿管理システム
改修業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

搬入票発行管理システム及び作業対象名簿管理システムは許可業者が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の焼却工場に廃棄物を搬入する際に必要な搬入票を発行するためのシステムであり、加えてごみ量や手数料の管理等も行っていることから、当課の業務にとって必要不可欠なシステムである。

平成 31 年度より焼却工場が自動計量システムを導入することに伴い、今年度中に当該システムの改修を行う必要が発生した。

今年度システムの保守委託契約をしているディアシステム株式会社との契約内容には、保守業務の一環としてシステムプログラムの軽微な改修も含まれているが、今回のシステム改修はその範囲を超えるため別途契約する必要がある。また、システム改修後に障害が発生した場合に責任の所在を明確にするため、システム保守と改修を同一業者に委託する必要がある。

上記の理由により地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するので、現在の点検保守業者であるディアシステム株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局事業部一般廃棄物指導課

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ロジスネクストユニキャリア株式会社

3 随意契約理由

別表の容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のロジスネクストユニキャリア株式会社（旧 TCM株式会社）製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第 151 条の 31 に基づき自主検査を実施するものであるが、これは 1 年以内ごとに 1 回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を容易かつ安価に入手できる製造元であるロジスネクストユニキャリア株式会社（旧 TCM株式会社）が対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
平野容器包装プラスチック中継施設	TCM株式会社	SD 2 5 T 9	58H00164
舞洲容器包装プラスチック中継施設	TCM株式会社	SD 2 5 T 9	58H00163

【参考】 労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)